

## 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人 清泉会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清泉会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条の1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等への報酬は、第2項及び第3項を除き、無報酬とする。

- 2 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし、理事において、当施設の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。
- 3 監事には、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支払うことができる。

### (報酬の額の決定)

第4条 当法人の役員及び評議員の会議出席時の報酬額は、別表1「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

- 2 当法人の監事の監査実施時の報酬額は、別表2「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

### (交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席時の交通費は、別表3「理事会・評議員会への出席の交通費」により支払う。

- 2 理事において、当施設、本部事務局の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

別表 1

「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

- ・ 理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 1万円

別表 2

「監事の監査に係る報酬」

- ・ 一事業年度につき監事の監査に係る額 3万円以内

別表 3

「理事会・評議員会への出席の交通費」

- ・ 10km 以内 5,000円
- ・ 10km 以上 10,000円